

(1) 平成28年度近江八幡市一般会計補正予算（第10号）

次のとおり平成28年度近江八幡市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成29年 3 月31日

近江八幡市長 富士谷 英 正



## 平成28年度 近江八幡市一般会計補正予算（第10号）

平成28年度近江八幡市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,255,150 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		210,000	12,739	222,739
	1 地方揮発油譲与税	60,000	5,060	65,060
	2 自動車重量譲与税	150,000	7,679	157,679
3 利子割交付金		12,000	3,064	15,064
	1 利子割交付金	12,000	3,064	15,064
4 配当割交付金		15,000	22,006	37,006
	1 配当割交付金	15,000	22,006	37,006
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000	18,839	23,839
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000	18,839	23,839
6 地方消費税交付金		1,027,000	188,834	1,215,834
	1 地方消費税交付金	1,027,000	188,834	1,215,834
7 自動車取得税交付金		25,000	37,132	62,132
	1 自動車取得税交付金	25,000	37,132	62,132
9 地方交付税		5,311,818	353,504	5,665,322
	1 地方交付税	5,311,818	353,504	5,665,322
16 寄附金		1,452,099	40,300	1,492,399
	1 寄附金	1,452,099	40,300	1,492,399
17 繰入金		2,733,772	△3,818	2,729,954
	2 基金繰入金	2,733,772	△3,818	2,729,954
20 市債		2,743,609	△614,100	2,129,509
	1 市債	2,743,609	△614,100	2,129,509
歳入合計		35,196,650	58,500	35,255,150

歳 出

( 単位：千円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,261,414	58,500	7,319,914
	1 総務管理費	6,657,376	58,500	6,715,876
8 土木費		3,838,004	0	3,838,004
	2 道路橋りょう費	575,486	0	575,486
	3 河川費	177,587	0	177,587
	4 都市計画費	2,690,542	0	2,690,542
10 教育費		3,123,453	0	3,123,453
	5 社会教育費	944,877	0	944,877
歳 出 合 計		35,196,650	58,500	35,255,150

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新エネルギーパーク整備事業	777,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	511,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
安土駅周辺整備事業	274,600				27,000			
文化会館整備事業	197,900				196,200			

2 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
社会資本整備市道改良事業	83,000	
急傾斜地崩壊対策事業	15,300	